

## 新たな育種技術研究会「中間とりまとめ」の取扱いについて（案）

### 【欧米の動き】

米国：現在のところ、新たな育種技術に関する科学的な見解等を公表する予定はない。また、作出された農作物については、従来の遺伝子組換え農作物と区別することなく、各省庁がケースバイケースで規制判断を行っていく方向。

EU：NTWG 報告書（非公表）がとりまとめられたが、欧州委員会における GM 規制上の取扱いは不透明な状況。新たな動きがあるとしても、欧州委員会の新体制が確立する 2015 年以降になる見通し。

OECD・WG：欧米の動きが不透明な中で、当面は各国の情報共有や事務局によるディスカッション文書の作成に止め、性急に議論を開始しようとする機運は弱い状況。

### 【国内の動向】

内閣府総合科学技術会議の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、次世代農林水産業創造技術の開発を推進することとしており、新たな育種技術はその有望な技術のひとつとして今後研究開発がさらに拡充される見通し。

### 【「中間とりまとめ」の取扱い】

本中間とりまとめは、農林水産省が関連研究開発を推進するに際し、有識者の提言としてとりまとめたところであるが、上記事情に鑑みれば、対外的な公表は時期尚早ではないか。

については、現時点においては、規制当局を含めて関係者間の情報共有にとどめ、今後の研究開発動向や欧米における規制対応等を見極めた上で、対外的な公表については改めて判断したい。